

岡崎市ロケーション支援補助金交付要綱

(通則)

第1条 この要綱は、岡崎市（以下「市」という。）において、映画、ドラマ及び映像作品（以下「映画等」という。）の撮影を誘致するため、映画等の制作に係る市内における撮影経費に対し、市が予算の範囲内において交付する岡崎市ロケーション支援補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この補助金は、本市の地域経済の活性化及び観光客誘致を図るとともに、映画等の映像を通じて、本市の知名度の向上につなげることを目的とする。

(規則との関係)

第3条 補助金の交付については、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第4条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 映画

映画館又は動画配信サービスにおいて公開される映画をいう。

(2) ドラマ

テレビ又は動画配信サービスにおいて公開されるドラマをいう。

(3) 映像作品

動画配信サービスで配信する作品又はテレビ番組等をいう。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内で行う撮影であって、次の各号を全て満たすものとする。

(1) 本市を舞台とした作品又は市内を中心に撮影が行われる作品であること。

(2) 交付決定を受けた日（以下「交付決定日」という。）から3年以内に、全国20館以上の映画館で上映を予定している映画、全国的な規模での放送を予定しているドラマ又は動画配信サービスでの配信を予定している作品

であること。

- (3) 映画等の内容が宗教的又は政治的な宣伝意図を有していないこと。
 - (4) 映画等の内容が公序良俗に反する等社会的非難を受けるおそれのあるものでないこと。
 - (5) 本市に経済効果又はPR効果をもたらすものとして市長が認めるもの。
- 2 前項の規定にかかわらず、交付決定日以前に既に撮影など事業の主な部分を開始している事業については補助対象外とする。

(交付対象者)

第6条 交付対象者は、映画等を制作する団体であって、次の各号を全て満たすものとし、ただし、補助対象事業に複数の団体が携わっている場合にあっては、補助対象者となることができる団体は、1作品当たり1団体とする。

- (1) 定款又はこれに類する規約等を有すること。
 - (2) 代表者及び事務所が明らかになっていること。
 - (3) 会計責任者及び監査役又は監事を有すること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる団体については補助対象外とする。
- (1) 政治団体
 - (2) 宗教上の組織又は団体
 - (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく更生手続又は再生手続を行っている団体
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
 - (5) その他市長が適当でないと認める者

(補助対象経費及び補助金の額)

第7条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

- 2 第8条第3項によるときも、補助金の合算額は別表に定める額とする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、事業に着手する14日前までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)

- (3) 誓約書（様式第4号）
 - (4) 映画等の内容がわかる企画書
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 同一年度における申請の回数は、1作品当たり1回とする。
- 3 補助対象事業が複数年度にわたる場合は、各年度当たり1回とする。

（交付の決定及び通知）

第9条 市長は、規則第6条の規定に基づき補助金の交付を決定したときは、規則第7条の規定に基づき交付決定の内容を補助金交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ及び事業内容の変更に伴う申請）

第10条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、決定通知を受けた日から30日以内に、書面により申請の取下げをすることができる。

2 事業内容を変更又は中止する場合は、速やかに補助事業（変更・中止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（変更等の承認）

第11条 市長は、前条による申請を認めるときは、補助事業（変更・中止）承認通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、実績報告書（様式第8号）に次の各号に掲げる書類を添えて、補助対象事業が完了した日の翌日から30日を経過する日又は第9条の規定による通知を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（様式第9号）
 - (2) 補助対象経費に係る領収書、受領書等支払いを証明するものの写し
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の場合において、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。ただし、報告時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税が明らかでないものについては、この限りではない。

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条第1項の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第10号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第14条 補助金の請求は、前条の規定により交付すべき額が確定した後でなければ請求することができない。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第11号）を確定通知を受けた日から30日以内に、市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 法令、規則又はこの要綱及び市長の指示に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 前項の規定は、第13条により補助金の額を確定した後または前条の規定による補助金の支払い後においても適用するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付決定を取り消し、または変更することを決定したときは、速やかにその理由を付して補助事業者に通知しなければならない。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第16条 補助事業者は、補助金の支払い完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、補助金に係る消費税額及び地方消費税額の額の確定の報告書を速やかに市長に提出するものとする。

2 前項により、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

（補則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別

に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年1月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第7条関係）

補助対象経費	補助金の額
<p>本市内における撮影経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊費 ・ 車両レンタル費、交通費 ・ 施設利用費 ・ 美術制作費 ・ 機材運搬費 ・ その他市長が必要と認める経費 <p>ただし、市内に所在地又は住所を有する者との契約の対価として当該者に対して支払う経費とし、当該年度（補助対象事業が複数年度にわたる場合は、各年度）の末日までに支払いが完了したものに限る。</p>	<p>補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、50万円を限度とする。</p>